

令和 7 年 8 月 21 日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 山本 恭子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 7 日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成 20 年長野労働局最低賃金公示第 3 号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年長野労働局最低賃金公示第 2 号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年長野労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	今 井 優 太
	広 瀬 純 夫
	山 本 恭 子
労働者代表委員	風 間 拓 也

使用者代表委員

齋藤政彦

竹村進

聲山典生

鈴木幸一

中村正人